

記 録

文書番号	SCJ 第 2 2 期 2 6 0 8 0 2 - 2 2 5 6 0 2 0 0 - 0 1 1
委員会等名	日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会
標題	体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関する アンケート調査結果—教育委員会における女子に対す る取り組みを中心に—
作成日	平成 2 6 年 (2 0 1 4 年) 8 月 2 日

※ 本資料は、日本学術会議会則第二条に定める意思の表出ではない。掲載されたデータ等には、確認を要するものが含まれる可能性がある。

本記録は、第22期日本学術会議、健康・生活科学委員会、健康・スポーツ科学分科会による体力・運動能力の向上及び運動週間の定着に関するアンケート調査（教育委員会における女子に対する取組を中心に）及びその審議結果を取りまとめ公表するものである。

日本学術会議 健康・生活科学委員会 健康・スポーツ科学分科会

委員長	田畑 泉（第二部会員）	立命館大学スポーツ健康科学部教授
副委員長	寒川恒夫（連携会員）	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
幹事	田原淳子（連携会員）	国土舘大学体育学部教授
幹事	宮地元彦（連携会員）	独立行政法人国立健康・栄養研究所健康増進研究部長
	阿江通良（連携会員）	筑波大学体育科学系教授
	飯田貴子（連携会員）	帝塚山学院大学人間科学部教授
	岡田知雄（連携会員）	日本大学医学部教授
	金久博昭（連携会員）	鹿屋体育大学教授
	川上泰雄（連携会員）	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
	定本朋子（連携会員）	日本女子体育大学体育学部教授
	下光輝一（連携会員）	公益財団法人健康・体力づくり事業財団理事長
	田口貞善（連携会員）	立命館大学スポーツ健康科学部客員教授
	坪田一男（連携会員）	慶應義塾大学医学部眼科学教室教授
	野崎大地（連携会員）	東京大学大学院教育学研究科教授
	福永哲夫（連携会員）	鹿屋体育大学学長

体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関するアンケート調査結果

—教育委員会における女子に対する取り組みを中心に—

〔調査の概要〕

文部科学省「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（平成 20 年度より実施）によって、運動する子どもとしない子どもの二極化があることが明らかになり、「改善すべき重要な実態」として認識されている。とりわけ学校期における女子の運動実施率が同年代の男子に比べて際立って低いことは、自明のこととなって久しい。たとえば、小学生では女子の 21.0%が 1 週間の総運動時間が 60 分未満であり、同男子の 9.1%の 2 倍以上に上る。さらに、中学生では女子の 29.9%が 1 週間の総運動時間が 60 分未満であり、同男子の 9.7%の 3 倍以上に上る（平成 25 年度文部科学省調査）。また、公益財団法人全国高等学校体育連盟への加盟者の男女比は、女子が 35.8%、男子は 64.2%とその差は大きい（平成 25 年度）。

文部科学省による「スポーツ振興基本計画」（平成 18 年改定）には、地方公共団体や日本体育協会等が実施する講習会やスポーツ指導者養成事業について、「女子のスポーツ参加を促進するために、その指導の在り方について十分理解がなされるよう工夫が求められるとともに、女性のスポーツ指導者の養成、資質の向上にも一層取り組むことが求められる」と定められている。この基本計画から 5 年を経て、さらに「スポーツ基本法」（平成 23 年）や「スポーツ基本計画」（平成 24 年）、関連刊行物、報告書が発行されている現在、地方公共団体では女子のスポーツ促進についてどのような認識をもって取組がなされているのだろうか。

そこで、本調査では、全国の都道府県・政令指定都市・特別区の教育委員会を対象に、子どもの体力・運動能力の向上及び運動習慣にかかわる各種刊行物の内容に関する認知と教育委員会としての取組について、アンケート調査を実施した。調査項目のカテゴリーは、(1) 文部科学省「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」（平成 24 年）について、(2) 文部科学省「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」（平成 19 年～21 年）報告書について、(3) 「スポーツ基本法」及び「スポーツ基本計画」について、(4) 所属する教育委員会の体育・スポーツ関連部署における取組について、(5) 所属する教育委員会ならびに部署について、とした。また、調査は郵送法で行い、実施期間は 2013 年 6～9 月、回収率は 66.3%（59 委員会）であった（表 1）。なお、調査結果の分析にあたっては、回収数の関係から、統計的な有意差検定等は実施せず、割合（%）および実数による結果の表示に留めた。

表 1 調査対象と回収率

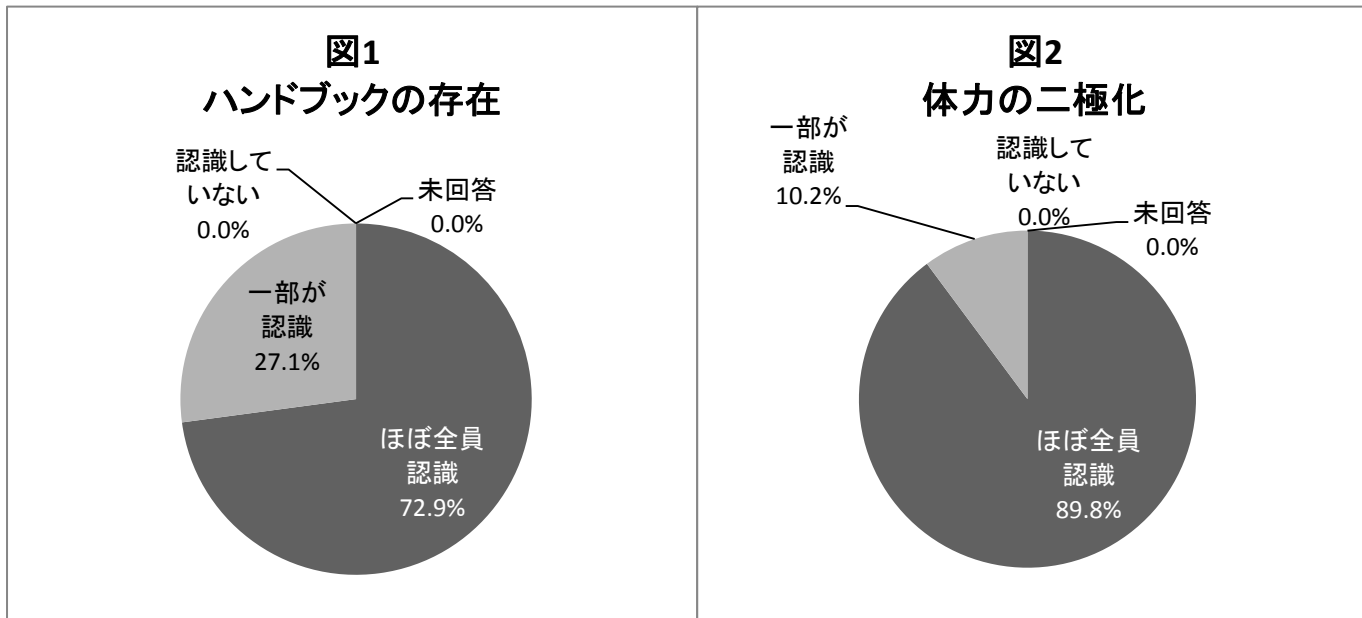
	配布数	回収数	回収率
都道府県教育委員会	47	39	83.0%
政令指定都市教育委員会	19	13	63.2%
特別区教育委員会	23	7	30.4%
計	89	59	66.3%

本調査によって、文部科学省と学校現場をつなぐ重要なハブの機能をもつ教育委員会において、子どもの体力・運動能力の向上と運動習慣の定着についての認識と取組の傾向を明らかにし、特に運動実施率の低い女子に対する取組の課題を明確にし、今後の取組に関する示唆を得ることを目的とした。

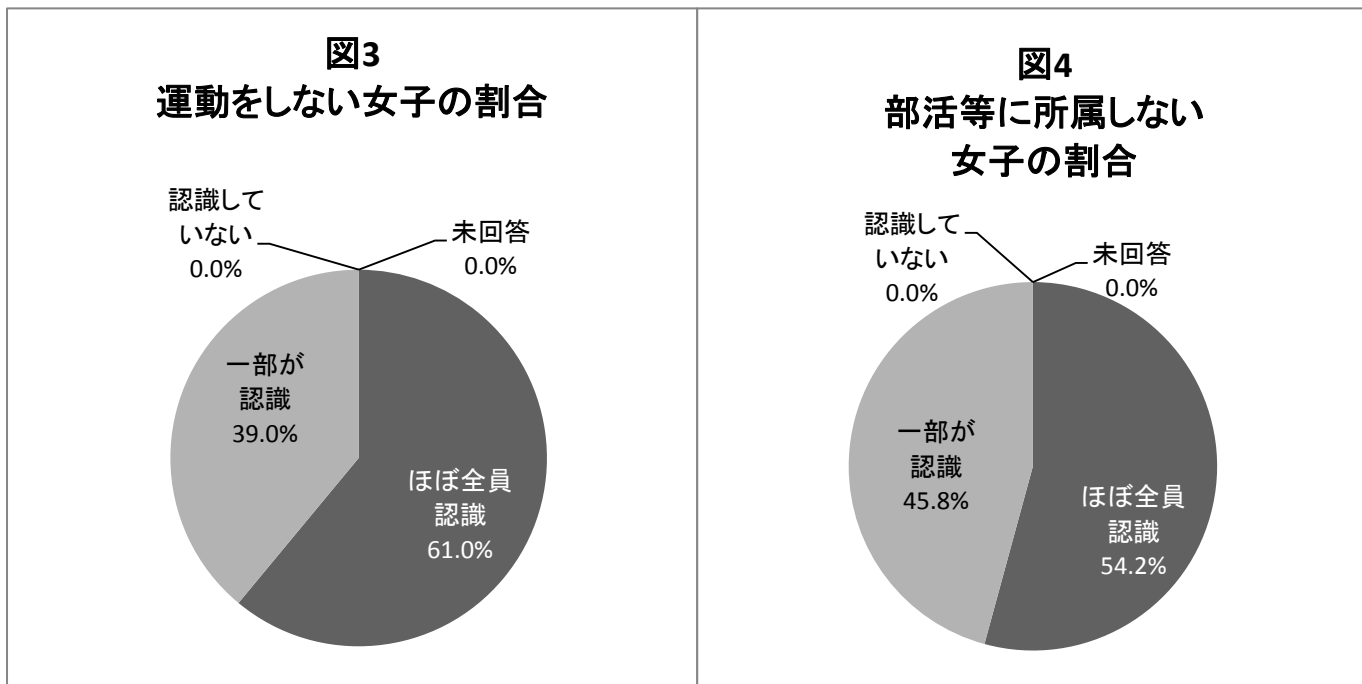
〔調査結果および考察〕

(1) 「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」について

文部科学省では、学校や教育委員会における体力向上のための取組を支援するため、平成 20 年～22 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をまとめ、平成 24 年 3 月に「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」を作成した。このハンドブックの存在については、72.9%が「ほぼ全員が認識している」と回答し（図 1）、小中学生の体力が二極化している現状（89.8%が「ほぼ全員が認識している」と回答、図 2）と共に、高い認知度が示された。

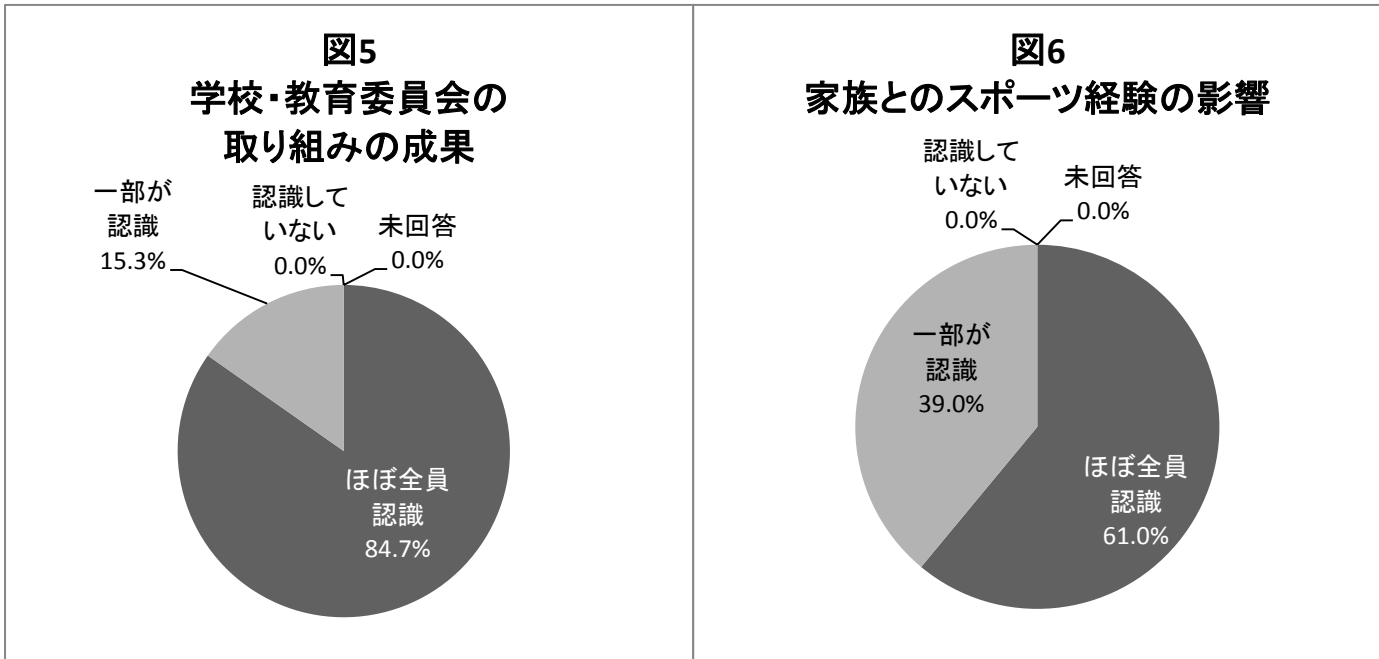


一方、ほとんど運動をしない小中学生の割合が女子では男子の 2～3 倍に上っていることについては、「ほぼ全員が認識している」と回答したのは 61.0%であり（図 3）、運動部や地域スポーツクラブへの小中学生の所属状況が女子では男子の 7 割程度にとどまっていることについて、「ほぼ全員が認識している」と回答した割合は 54.2%と約半数にとどまり、体力の二極化に対する認識と 30%程度の隔たりがあった（図 4）。



子どもの体力の低下傾向に歯止めがかかり、向上傾向が見られ始めていること背景として、学校や教育委員会が行ってきた多くの取組が一定の成果をあげていることについては、84.7%が「ほぼ全員が認識している」

との高い割合が示された（図 5）。また、小中学生の体力や運動時間の多さが家族とのスポーツ経験「する」「見る」「話す」の豊かさに比例していることについては、61.0%が「ほぼ全員が認識している」と回答した（図 6）。家族との豊かなスポーツ経験が子どもの体力や総運動時間に及ぼす影響についての認識をさらに高めることが重要と考える。

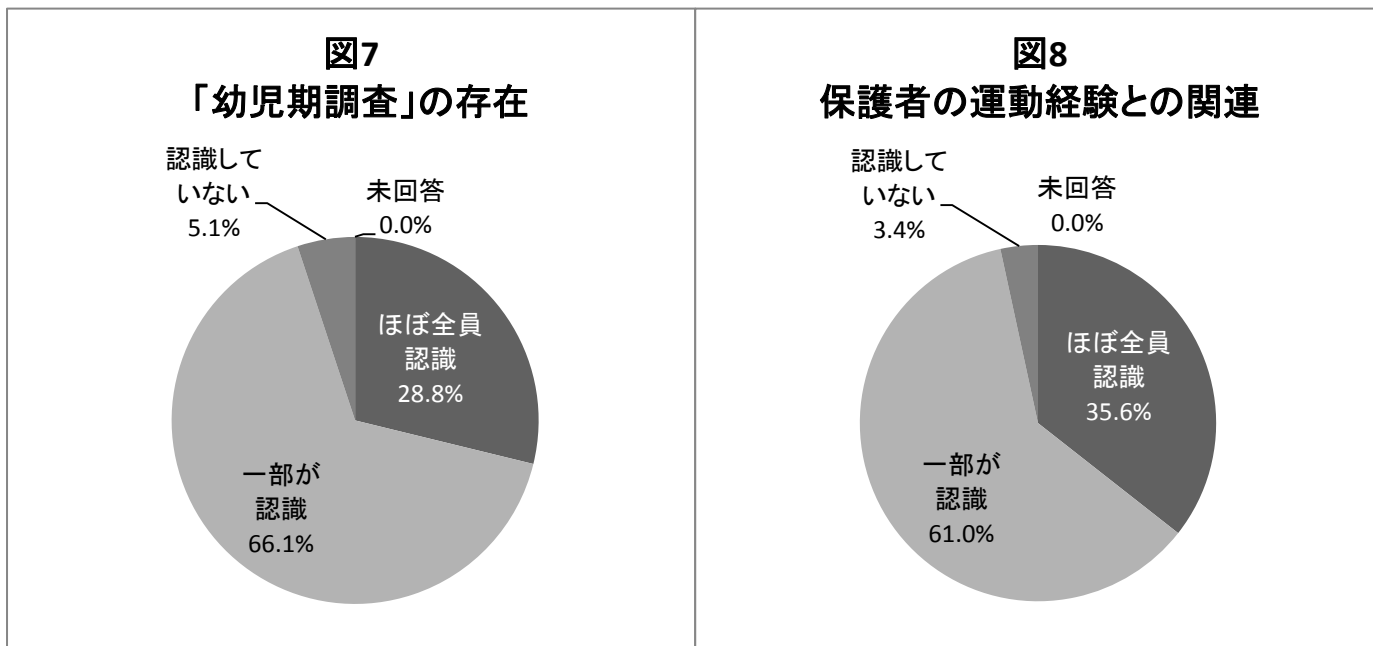


(2) 「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」報告書について

文部科学省では、平成 19 年度から 21 年度の 3 年間にわたって全国 21 市町村の幼稚園保育所において行った調査研究結果をまとめ、「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」報告書を作成している。この調査研究及び報告書の存在について、「ほぼ全員が認識している」と回答したのは 28.8%にとどまり（図 7）、幼児の運動の実施状況に保護者の運動経験や運動習慣、体力に対する自信が関係していることについて、「ほぼ全員が認識している」と回答したのは 35.6%で（図 8）、幼児の運動に対する認識の低さが浮き彫りになった。子どもの体力・運動習慣は幼児期を経て形成される。したがって、体力・運動習慣の向上を目指す取組が、学校期から始まるのでは遅すぎるのは明白である。小・中・高等学校を管轄する教育委員会といえども、幼児期における調査研究結果を踏まえた取組が重要な課題である。

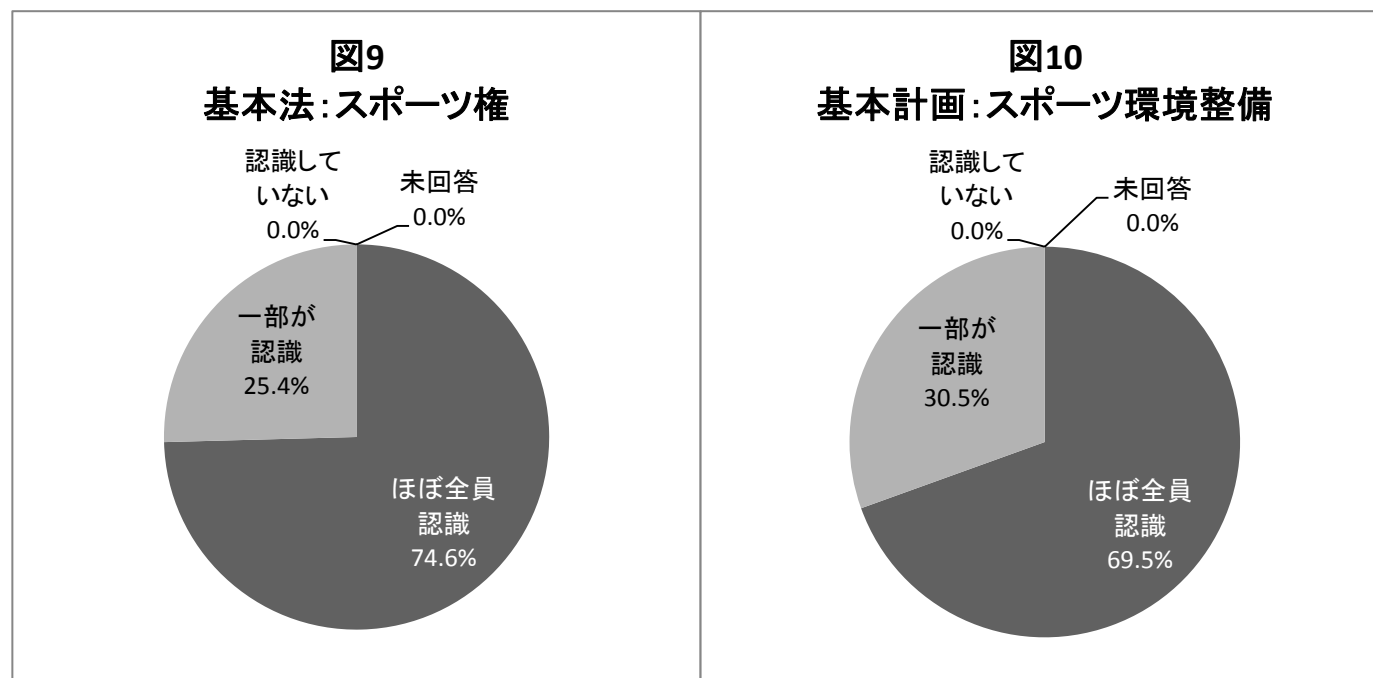
「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」においては、家族との豊かなスポーツ経験が子どもの体力や総運動時間に影響を及ぼしていること、「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」においては、保護者の運動経験や運動習慣、体力に対する自信が子どもの運動実施状況と関連していることを明らかにしている。このように、子どもの体力及び運動習慣の向上を再生産過程のなかで捉える視点は重要であって、自ずと保護者としての女性の体力や運動経験が注視される。これについては、日本学術会議提言「子どもを元気にする運動・スポーツの適性実施のための基本指針」（平成 23 年）の「子どもの運動・スポーツ実施に際して考慮すべき留意事項 ①ジェンダー」の項目において「運動・スポーツ習慣のない女性に育てられる子どもに活動的な生活スタイルを期待しにくいいため、女子の運動・スポーツへの参加を促進することが重要である」と指摘し、「女子の運動・スポーツ離れに歯止めをかけ、活動的な女子を増加させていくために、多方面からのアプローチが求められている」と記述されている。すなわち、体育や運動・スポーツの場面だけでなく、あらゆる領域においてジェンダー平等意識に基づいた活動、ジェンダーの主流化が重

要な課題となる。



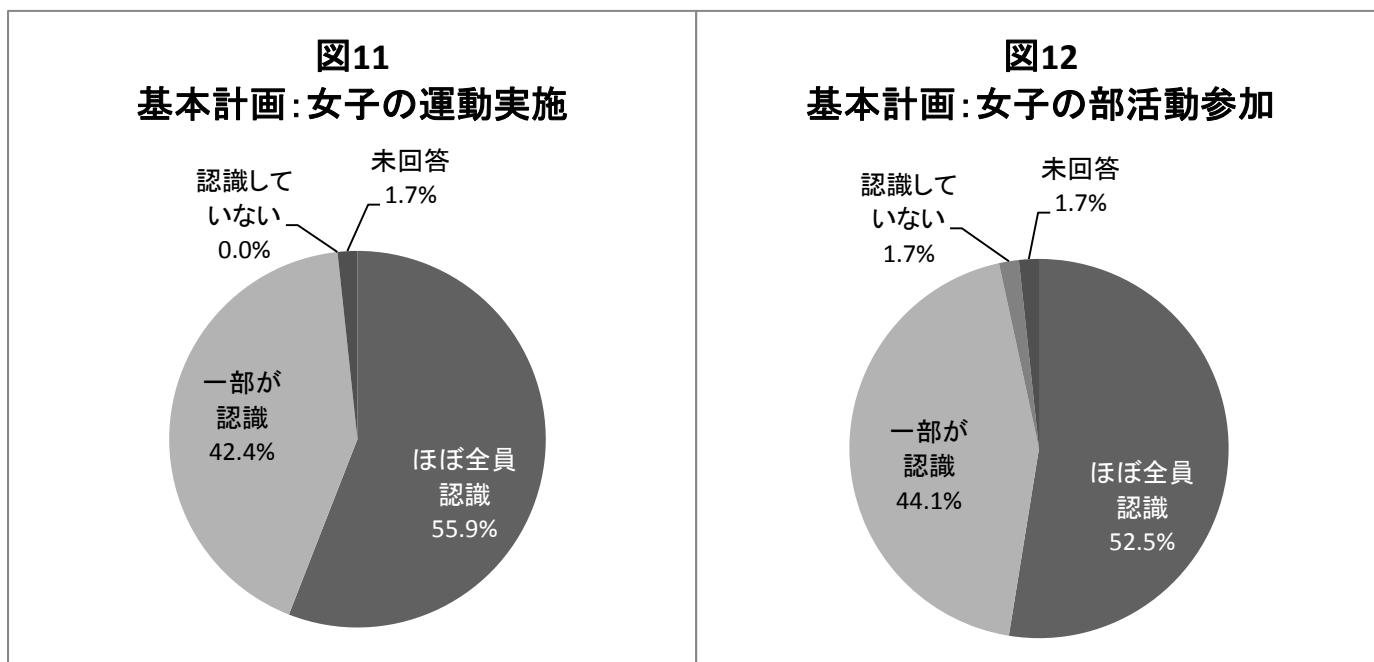
(3) 「スポーツ基本法」及び「スポーツ基本計画」について

平成 23 年 6 月に「スポーツ基本法」が交付され、平成 24 年 3 月には「スポーツ基本計画」が策定された。それらの内容についての認識状況について尋ねたところ、スポーツ基本法の前文に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と記述されていることについては、74.6%が「ほぼ全員が認識している」と回答した（図 9）。また、このスポーツ基本法の理念を具体化するためにスポーツ基本計画が策定され、基本方針に「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適正等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備」と記述されていることについては、69.5%が「ほぼ全員が認識している」と回答し（図 10）、比較的高い認識率が示された。

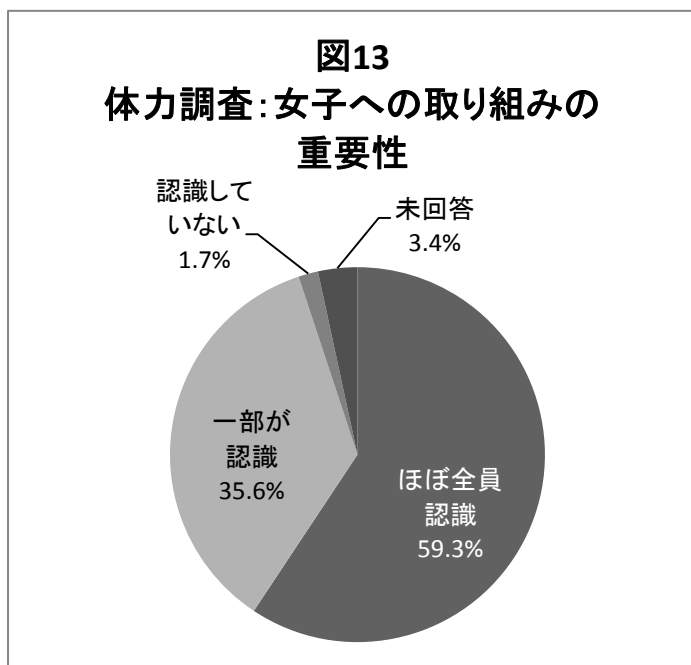


さらに、スポーツ基本計画において、「積極的にスポーツを行わない子どもが多くいることから、特にその傾向が中学校段階で顕著となる女子を対象にして、スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるように重点

をおく」と記述されていることについては、55.9%が「ほぼ全員の職員が認識している」と回答した（図 11）。また、スポーツ基本計画において「男子と比較して加入率が低い運動部活動への参加機会の向上を図る」と記述されていることについて、「ほぼ全員の職員が認識している」と回答したのは、約半数の 52.5%であった（図 12）。



文部科学省による「平成 23 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果（6～19 歳）において、「運動習慣が身につけていない子どもに対する支援の充実等が必要であり、特に女子への取組が重要な課題」であると記述されていることについて、「ほぼ全員の職員が認識している」と回答したのは 59.3%であった（図 13）。

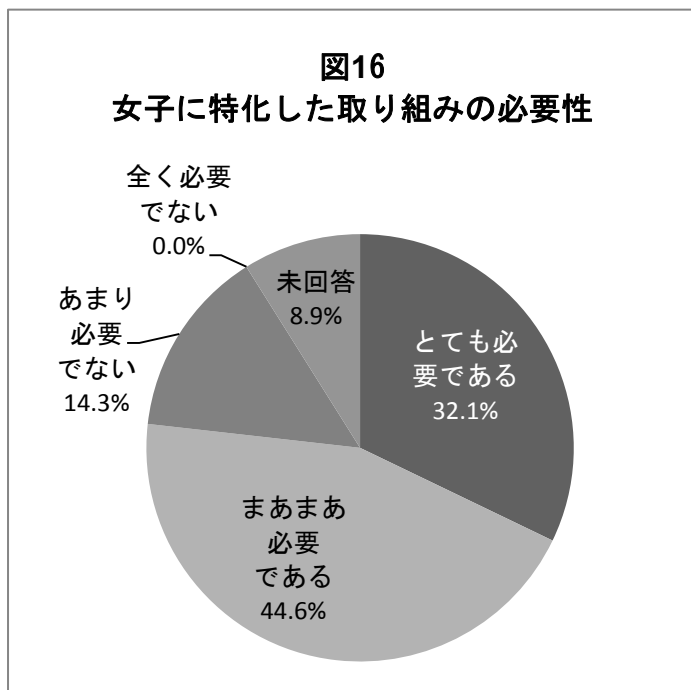
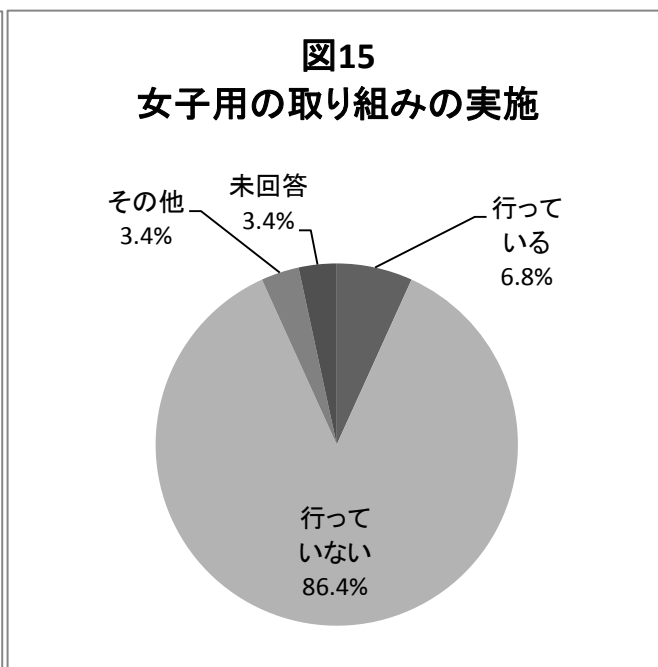
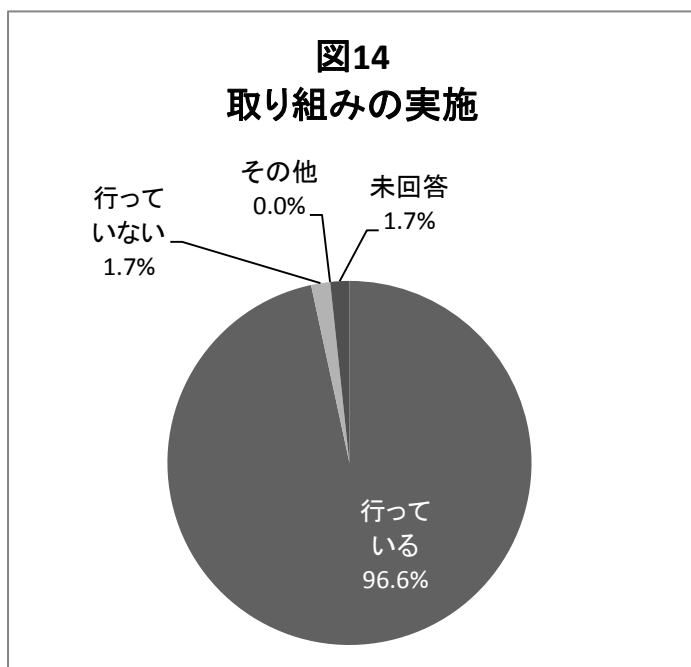


以上から、スポーツ権は全ての人々の権利であり、公平なスポーツ権確保のための環境整備が必要なことを認識しているにもかかわらず、女子に対する取組が重要な課題になっていると認識していないものが 10%～20%程度いることが明らかになった。このギャップは、子どもの体力の二極化と女子の運動実施状況に対する認識のギャップに通じるものと考えられる。

(4) 所属する教育委員会の体育・スポーツ関連部署における取組について

回答者が所属する部署で、子どもの体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関する取組を行っているか

という質問には、「行っている」という回答が96.6%を占め、きわめて高い値であった（図14）。ところが、この質問で「行っている」と回答した教育委員会の中で、さらにその内容が女子に特化した取組を行っていたのはわずか6.8%に過ぎず、86.4%は取組を行っていない（図15）。ただし、現在、取組を行っていない教育委員会でも、その必要性についての意識は高く、「とても必要である」「まあまあ必要である」を合わせて、76.7%が肯定的な回答をした（図16）。女子に特化した取組を行うことへの躊躇や困難さが読み取れる。



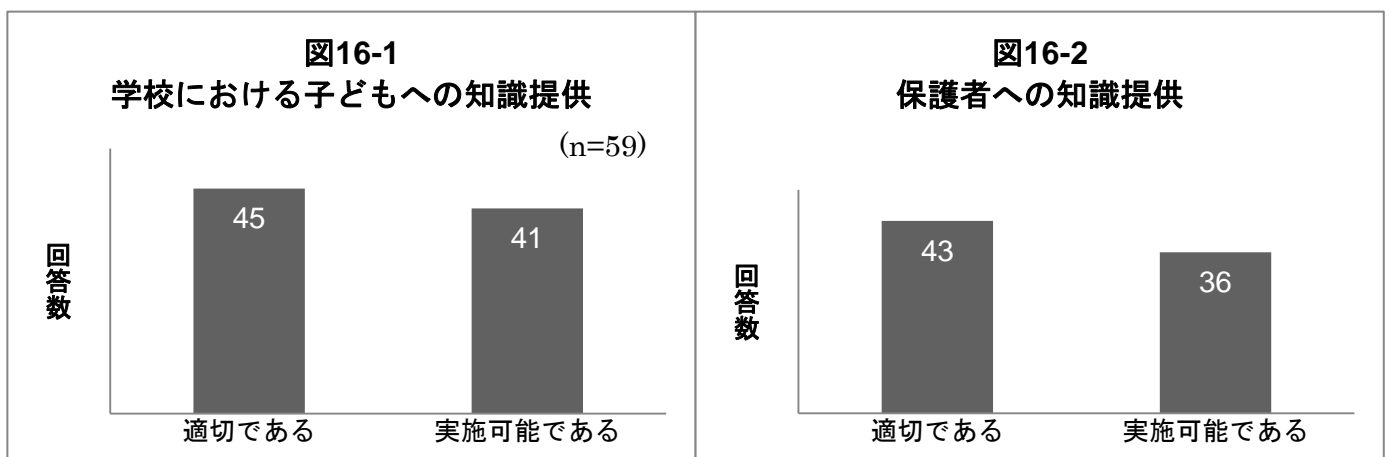
実際に、教育委員会が実施している女子に特化した取組の内容（自由記述）は、以下のとおりであった。

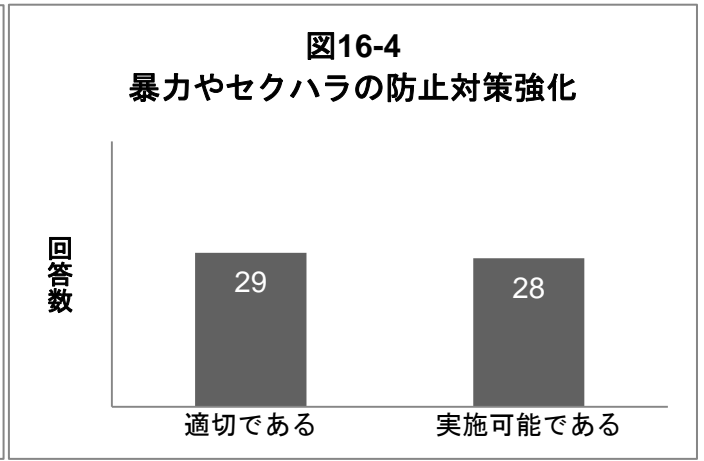
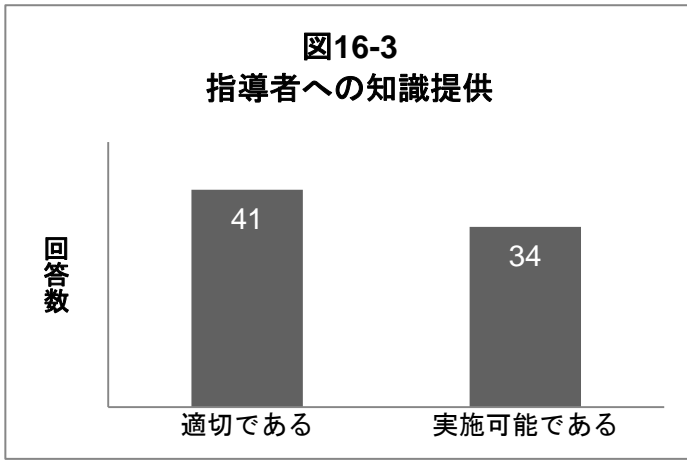
- 1. 児童生徒の体力アッププロジェクト事業（1）体力アップ1校1プランの作成と実践（2）スポーツチャレンジの実践（3）授業への支援（サポーター、アドバイザーの派遣）
- 2. 子供の体力向上支援事業（国委託）の活用（1）学校体育指導資料集の作成（2）体力作りのための研修会
- 3. 茨城県体力・運動能力調査の実施（1）体力作り優秀賞、奨励賞、優良賞の授与

- 1. 運動の楽しさを感じさせる体育の授業改善 2. 運動部活動加入率向上の取組 3. 県作成中学生向け運動プログラム (DVD) の活用 4. 県部活動指針策定 (12 月予定) による環境づくり
- 1. 子どもの体力向上にかかる研修会等の実施 2. 体育の授業の工夫改善に関する講習会の実施 3. 運動部活動活性化のための支援 4. 「チャレンジスポーツ in ぎふ」(HP 参照) の実施 など
- 体力向上推進計画の策定 (小・中学校) 同計画に基づく学校訪問
- 文科省の「運動部活動地域連携再構築事業」に平成 24 年度から取り組んでいる。 内容：中学校運動部活動における女子サッカーの充実を図るため、複数の中学校を対象とした合同部活動を実施し、女子生徒のチームスポーツ活動の機会を増加する。
- 運動部活動地域連携再構築事業の一環として女子サッカーに力を入れ取り組んでいる。
- 中学校で女子サッカー部をつくり、区立小中学校の女子児童・生徒が参加できるようにし、日本サッカー協会から講師が派遣され指導にあたっている。

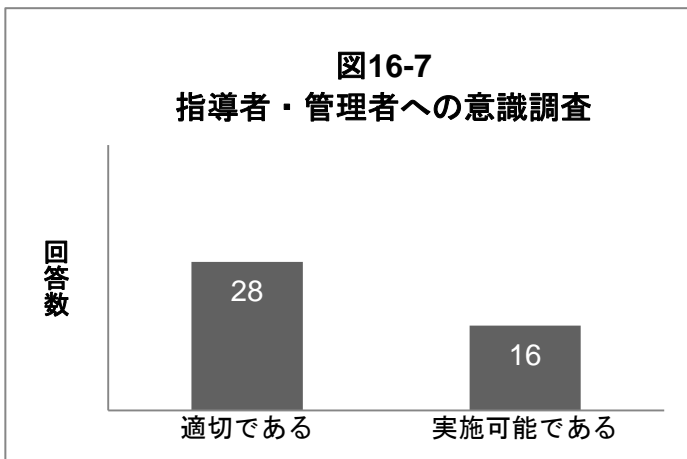
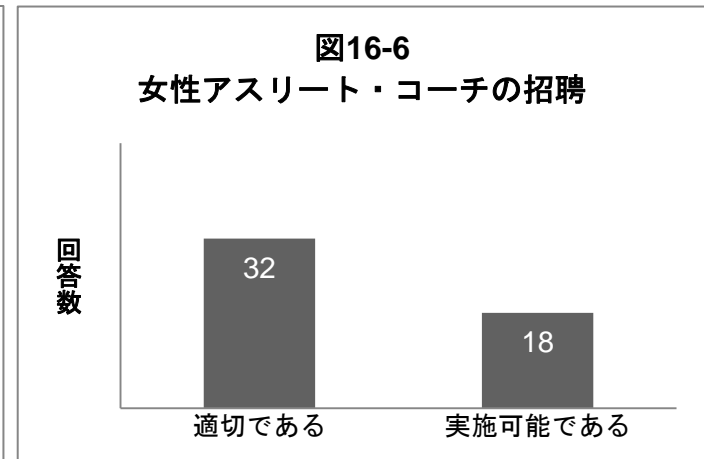
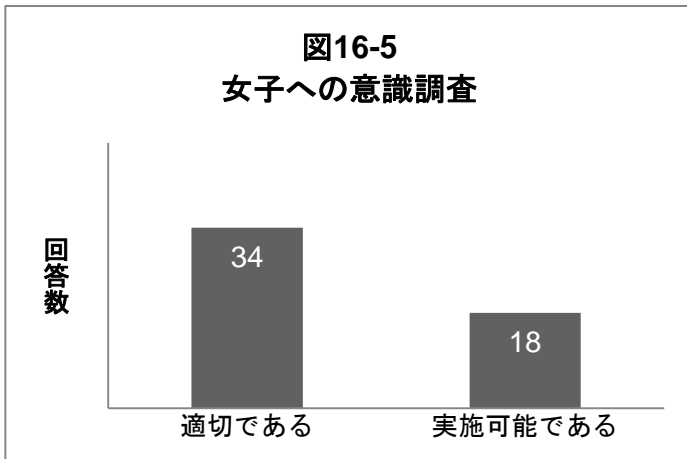
上記の具体的な取組状況をみる限り、女子に特化した内容としては、課外活動における女子サッカーの推進にかかわる環境整備が主流となっていた。子どもが自主的に運動に親しめるような工夫や小さな環境整備にも着目していく (国土, 2010) など、より多彩な取組が求められる。

次に、女子の体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着のために、教育行政として取り組むのに適切だと思うもの、及び実施可能だと思うものについて尋ねたところ、両者について最も高い値が示されたのは、「学校で子どもに体力・運動能力及び運動習慣の重要性に関する十分な知識を提供する」ことであった (図 16-1)。次いで「保護者に (略) 十分な知識を提供する」こと (図 16-2)、「学校や地域クラブの指導者に (略) 十分な知識を提供する」こと (図 16-3) が続き、知識の提供に関する内容が高い割合を示した。その次に適切性と実行可能性の値が比較的高かったのは、「学校や地域スポーツクラブにおいて、暴力やセクシュアルハラスメントに対する防止対策を強化する」こと (図 16-4) であった。





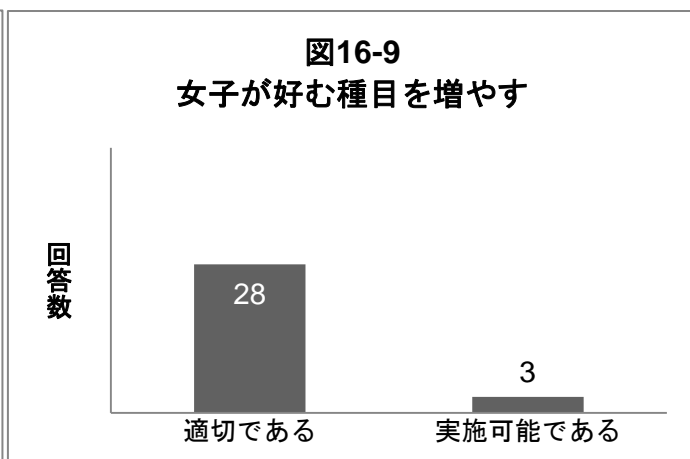
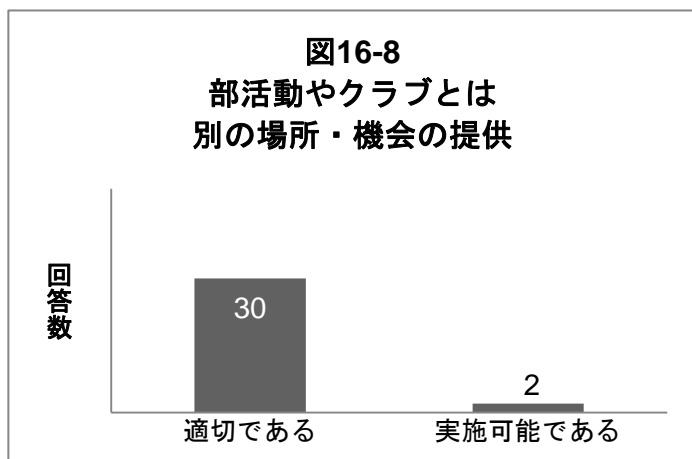
また、教育行政として取組むのに適切だとする回答は比較的多かったものの、実施可能性がやや低かったのは、「学校や地域スポーツクラブの子どもに女子の運動部活動等への参加などについて意識調査を実施する」（図 16-5）、「学校や地域スポーツクラブに活躍している女性アスリートやコーチを招く」（図 16-6）、「学校や地域スポーツクラブの指導者・管理者に女子の運動部活動等への参加などについて意識調査を実施する」（図 16-7）であった。



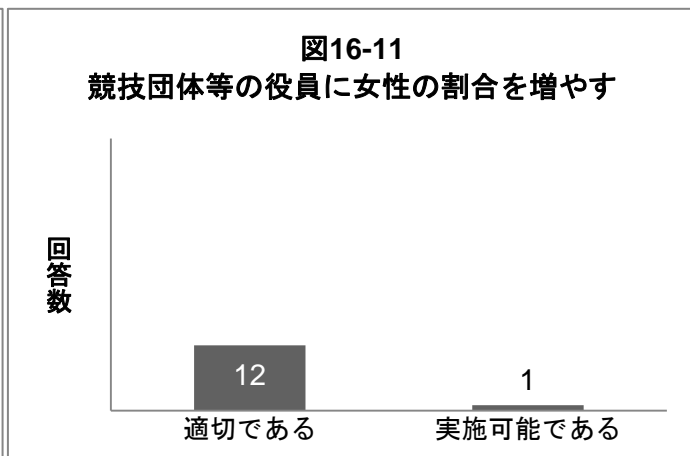
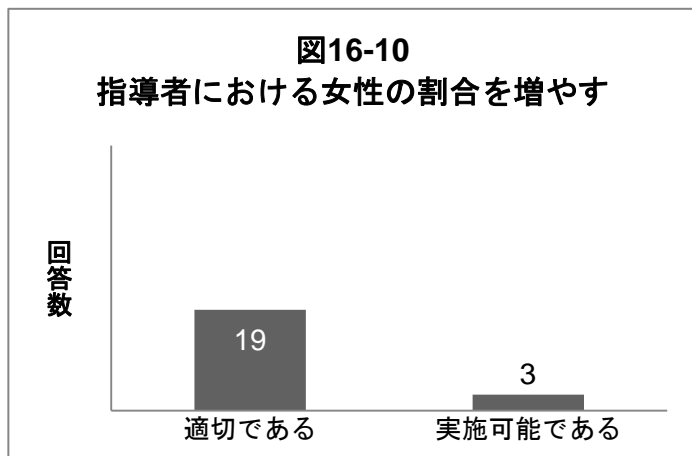
また、教育行政として取組むのに適切だとする回答は比較的多かったものの、実施可能性が非常に低かったのは、「部活動やクラブとは別に、安全で自由に運動できる十分な場所や機会を提供する」こと（図 16-8）、及び「学校や地域スポーツクラブで行う活動に女子が好む種目をふやす」こと（図 16-9）であった。これらの項目については、上記文部科学省による調査結果（平成 25 年）から導かれた「中学生女子のもと運動やスポーツをするようになる条件」として挙げられている中学生女子の回答「好き・できそうな種目があれば」「自

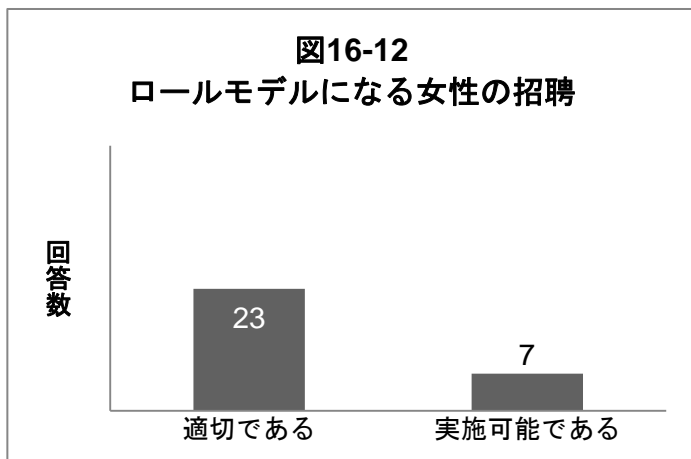
分のペースで運動やスポーツができれば」「体型の変化に効果があるなら」と密接に関係している（その他の回答には、「友達と一緒にできれば」「自由な時間があれば」が挙げられている）。今後、どのようにこれらの生徒のニーズを満たしていくかは重要な課題である。

これらに関しては、体操の発祥地北欧にあり、地域スポーツクラブ活動の歴史が古く、スポーツへの女性の積極的参加が認められ、ジェンダー平等政策を推進しているフィンランドの他、オーストラリア・スポーツ・コミッションにおける女子のスポーツ参加に関する取組やドイツ・オリンピック・スポーツ連盟のスポーツにおける平等への取組など、諸外国の女性スポーツ推進政策に学ぶところが大きい。

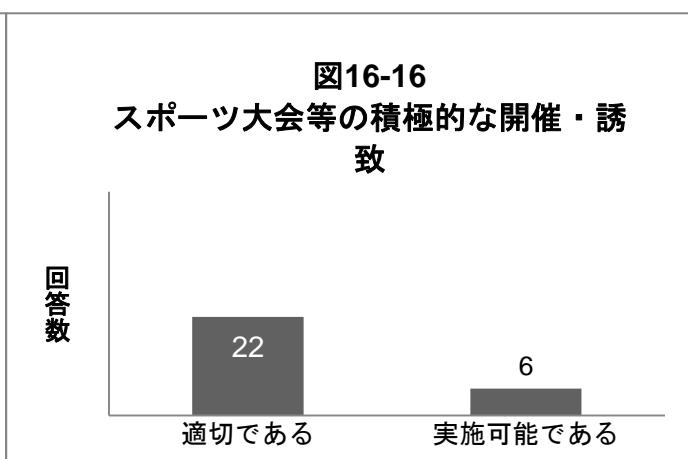
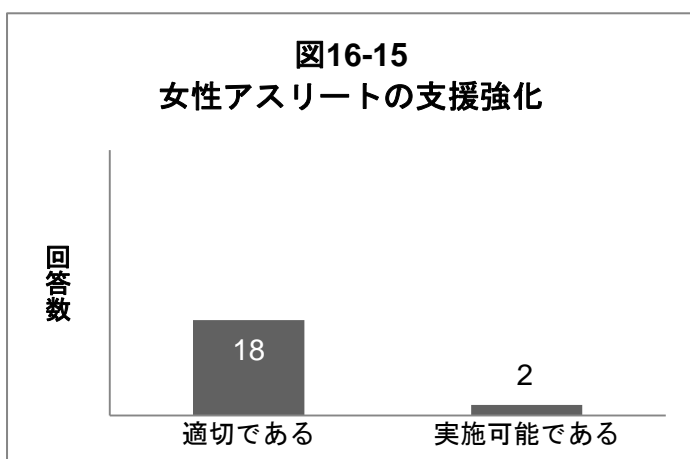
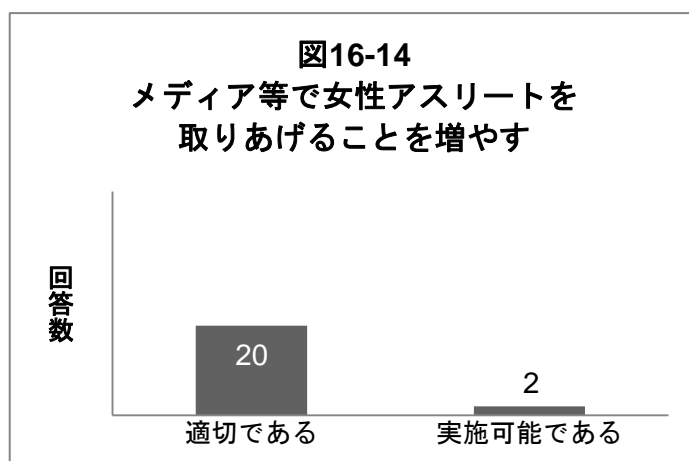
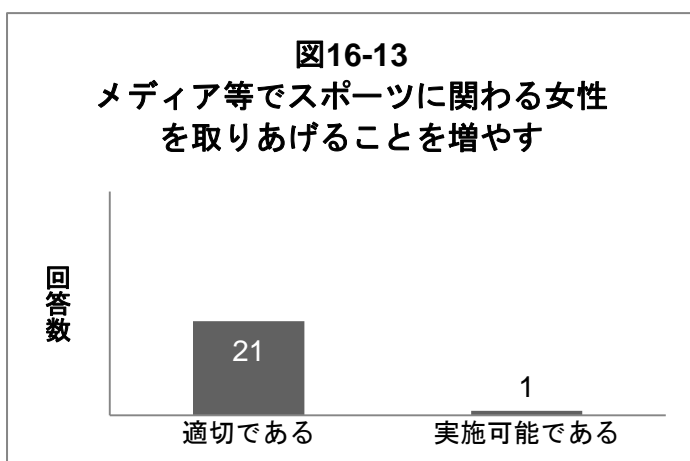


一方、「学校や地域スポーツクラブの指導者に女性の割合をふやす」（図 16-10）や「競技団体等の役員に女性の割合をふやす」（図 16-11）、「学校や地域スポーツクラブに運動やスポーツを楽しんでいるロールモデルになる女性を招く」（図 16-12）では、取組む適切性と実施可能性がともに低い値を示し、女性の登用には消極的な様子が窺えた。



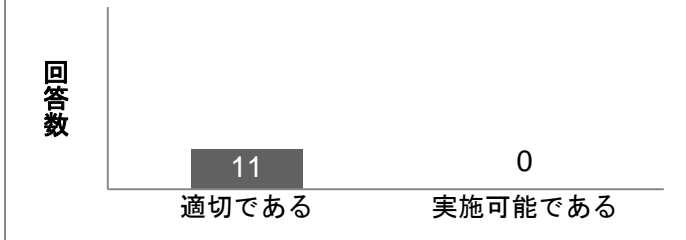


その他、「メディアや広報活動でスポーツにかかわる女性の活躍を量的にふやす」(図 16-13)、「メディアや広報活動で取り上げる女性アスリートの活躍を量的にふやす」(図 16-14)、「女性アスリートの支援を強化する」(図 16-15)、「スポーツ大会などの開催・誘致を積極的に行う」(図 16-16)については、教育委員会の取組として支持する意見は少なかった。



「公的援助を受けた学校や地域スポーツクラブ等では、運動部の種目や数、試合の参加機会等を男女同じにする」(図 16-17)は、適切性、実施可能性がともに最も少なかった。本項目は、アメリカ合衆国のタイトル・ナイン (Title IX of the Educational Amendment of 1972 : 教育修正法第 9 篇)「連邦政府から財政的援助を受ける教育機関において、性による差別を禁止した教育の機会均等法」(文部科学省、平成 22 年度、諸外国および国内におけるスポーツ振興等に関する調査研究)を意識して作成したものである。アメリカ合衆国では、タイトル・ナインが女性スポーツの量的拡大、質的向上に果たした役割は大きい。体育・スポーツ行政に関わる人々は、諸外国における女性スポーツ推進に関する施策を学ぶ必要があることが示唆される。

図16-17
公的援助を受けるところでの
種目数等の男女平等



(5) 女子に対する体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関する回答者からの意見（自由記述）

自由記述で、回答者に女子に対する体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関する意見を求めたところ、以下の意見が得られた。

- 本県では、全国平均と比較すると男子より女子の方が結果がよい。特に女子に対して取り組むということだけでなく、男女関係なく全児童生徒を対象に取組を行っていく必要があるととらえている。
- 本県の女子における新体力テストの結果の推移を見ると、合計得点においては、小学校で横ばい、中・高校では向上傾向が見られる。また、全国平均を上回る種目の割合では、男子よりも女子の割合が高いため、子どもの体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関する取組は大変重要であると捉えているが、「女子に特化」とは捉えていない。
- 学校体育では生涯スポーツの観点から、男女共習の授業形態が原則であると考え、女子に特化した取組みは考えていない。
- 女子の運動離れ傾向を防止することも含め、全ての子どもの体力向上を目的に、運動意欲喚起、運動習慣形成に向けた取組としてヒップホップ系の動きを取り入れた格好良いダンス「紀州っ子がやきエクササイズ(小学生用)・ダンス(中高生用)」の製作中である。11月頃を目途に全校にDVDを配布し、活用に向けた研修会を県内8地域で開催予定である。
- 女子に特化した取組ではないが、女子が取り組みやすいダンスに着眼し、実施している。「みんなでダンス」の取組 オリジナルダンスを募集。映像を審査・表彰・優秀作品をHP上に掲載。
- 単年度や短期での成果を求めない。予算化(人的・物的・財政的な支援)。長期計画で構造システムから変えていく。
- 本市でも、児童・生徒の運動習慣の二極化は顕著であり大きな問題である。特に女子はその傾向が強い。本市では教育振興基本計画の中で運動習慣の定着化を進めており、本年度より、協力者会議を設置するなど具体的な施策を進めていく。
- 子どもの体力低下の要因の一つに小学校教員の体育の指導力低下があると考え。小学校教員養成課程での保健体育、体育実技の専門教科としての必修化を検討すべき。

上記の回答から、全国平均値と管轄地域の結果を比較して当該教育委員会の取組の必要性の有無を判断する傾向がみられたが、全国調査の弊害が現れているといえよう。調査結果としての全国平均値は、目標値ではなく、男子に比べほとんど運動しない女子の割合が2~3倍も多い現状における全国平均値であることへの理解が欠けている。さらに、調査対象の小学校5年生は、男女の体格差が最小となる時期であることも考慮しなければならない。

また、女子に特化した取組の必要性に対する疑問の声も寄せられたが、一つには顕在化している男女の歴然とした運動実施率の差に対して、それを当然のこととして受け止めるのか、改善すべきこととして受け止めるのかによっても、取組の意義は変わってくる。調査用紙にも示した「スポーツ基本計画」や文部科学省の調査結果のまとめを見れば、国の方針は明らかである。

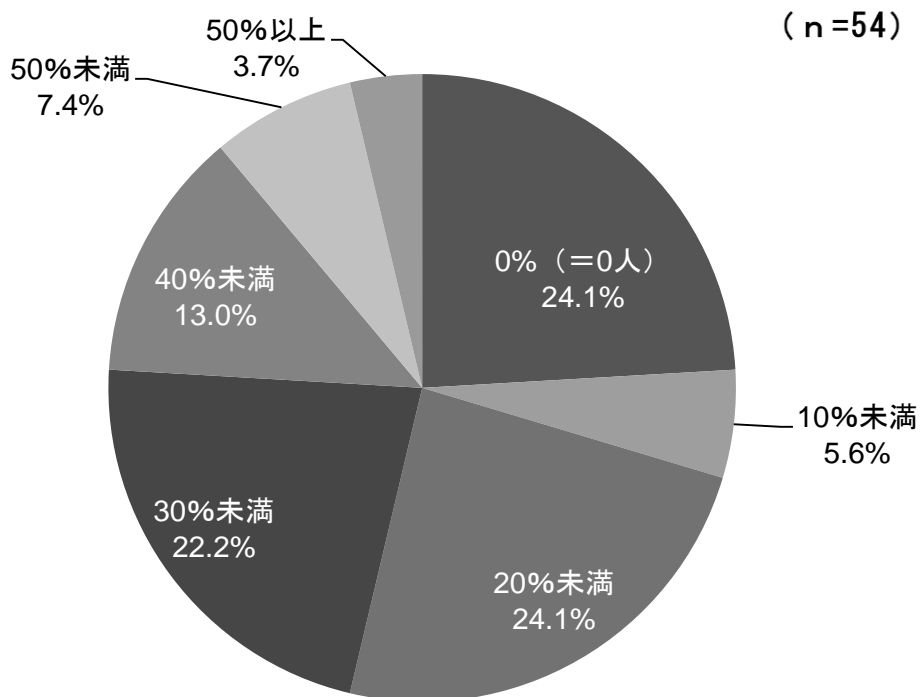
もっとも、男子の中にも女子の問題に共通する生徒が存在し、現在の状況においては、運動やスポーツから疎外されている実情があることにも着目する必要がある。つまり、女子の中にも運動やスポーツに積極的な生徒がいるなど、男女双方に多様性が存在しているということである。そうした観点から、安易な男女区分ではなく、より丁寧な個人の特性に応じた対策が求められているといえる。

平成25年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書では「中学生女子の運動時間を増やす取組のポイント」として、1.保健体育授業の充実 2.運動部の工夫 3.自分の体と向き合い、生活習慣を見直す機会の提供 4.仲間の励まし、周囲の大人の励まし 5.体力測定の活用をあげ、取組事例を紹介している。これらの取組を熟読すると、女子に対してだけでなく全ての生徒に適応されるものである。さらに、もっと運動やスポーツをするようになる条件に対する中学生女子の回答「好き・できそうな種目があれば」「自分のペースで運動やスポーツができれば」「友達と一緒にできれば」は、運動が苦手な男子にもあてはまる回答である。見方を変えれば「人と争う競技的なスポーツではなく、マイペースで仲間と一緒にできる多様な身体活動」により目を向ける必要がある。

(6) 所属する教育委員会ならびに部署について

所属する教育委員会の体育・スポーツ関連部署における女性の割合では、0%が24.1%、0～20%未満では53.8%、0～30%未満では76.0%に上った（図17）。「指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする」ことを目指す国の方針（第3次男女共同参画基本計画,2010）に遠く及ばない現状が浮き彫りになった。

図17
体育・スポーツ関連部署における女性人員の割合



〔まとめ〕

全国の都道府県・政令指定都市・特別区の教育委員会を対象に、学校期における女子のスポーツ参加の促進に関する認識と取組について調査を行った結果、以下のことが明らかになった。

- 1 文部科学省が作成した「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」についての認識率は高かったが、幼児期を対象とした「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」報告書については、認識率が低かった。
- 2 子どもの体力や運動実施の傾向について、全体的な把握はなされているものの、女子の特徴についての認識率は顕著に低かった。
- 3 「スポーツ基本法」及び「スポーツ基本計画」、全国体力・運動能力、運動習慣等の調査結果について、包括的な理念や結果については概ね認識されているものの、女子のスポーツ促進の重要性や女子への取組が重要な課題になっていることについては十分認識されているとは言えなかった。
- 4 子どもの体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関する取組は、回答が得られたほぼすべての教育委員会の体育・スポーツ関連部署で実施されていたが、その中で女子に特化した取組を行っていたのは、わずか6.8%で1割にも満たなかった。また、それらの取組の内容は、女子サッカー一部の創設に代表される特定種目の参加機会の拡大に関するものが主流であり、より一層の取組の多様化が求められよう。一方、女子に対する取組を行っていない教育委員会でも、約8割がその必要性を認識していたことから、具体的な取組例に関する情報の共有化が求められることが示唆された。
- 5 女子の体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着のために、教育行政として取組むのに適切かつ実行可能だと回答されたのは、子ども・保護者・指導者への「十分な知識の提供」と「暴力・セクシュアルハラスメントに対する防止

策の強化」であった。次いで、子どもや指導者・管理者への「意識調査」など、従来型の取組があげられた。

- 6 教育行政としての取組において、これまであまり目が向けられてこなかったと思われる、「部活動やクラブ以外でのより自由な運動の場所や機会の提供」や「既存の部活動やクラブにおいて女子が好む種目を増やす」ことについては、実行可能性は低くみられたものの、適切さにおいては一定の評価が得られた。これらは、平成 25 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を受けて、文部科学省がまとめた「もっと運動するようになる条件」（「好き・できそうな種目があれば」「友達と一緒にできたら」「自分のペースで運動ができたなら」）とも関連することから、今後、さらなる具体的な取組につながる可能性が期待される。
- 7 教育行政としての取組において、適切性と実行可能性がともに低い値を示したのは、指導者や役員の女性の登用に関するものであった。これを裏付けるかのように、回答者が所属する教育委員会の体育・スポーツ関連部署では、女性が一人もいないところが約 1/4(24%) 存在し、2/3 を上回る 76% で、国が目標とする指導的地位に女性が占める最低割合の 30% に満たなかった。こうした体育・スポーツ関連部署における女性比率の低迷が、女子のスポーツ参加促進への着目の弱さを招き、実際の認識と取組に影響していることも考えられる。
- 8 教育行政としての取組において、適切性と実行可能性がともに最も低い値を示したのは、「公的援助を受けた学校や地域スポーツクラブ等では、運動部の種目や数、試合の参加機会等を男女同じにする」であった。本項目は、タイトル・ナインを意識して作成したものであって、体育・スポーツ行政関係者は諸外国の女性スポーツ推進政策を学ぶ必要があることが示唆された。

〔今後の取組と課題〕

- 1 各教育委員会は、文部科学省と傘下にある学校とのハブの役割を担いながら、地域に根ざした教育活動を統括する。学校期における女子のスポーツ参加を促進する取組は、まず課題の重要性を認識することから始まる。課題が認識された後も、取組の具体化、実施、効果の確認が行なわれるまでには、いくつかの段階が存在する。各段階における情報の共有化を進め、運動やスポーツが得意で活動的な児童・生徒を伸ばしながらも、運動やスポーツから離れがちな児童・生徒にも目を向け、適切な取組を行っていくことは、体力の二極化が進む中で今後ますます重要になると思われる。その喫緊の課題が、スポーツ離れが顕著な女子に対する取組であり、その推進は男子を含む全体のレベルアップにつながっていくことは明らかである。
- 2 取組に際しては、体育・スポーツ指導の場面だけでなく、あらゆる領域において安易な男女区分や性別によるステレオタイプ化した見方を避け、女子における多様性と男子における多様性が存在することを十分認識し、個人の特徴を踏まえたきめ細かな対策、対応が求められている。
- 3 子どもの体力や運動習慣の形成には保護者の運動経験や運動習慣、体力に対する自信及び家族との豊かなスポーツ経験が好影響を及ぼしていることを十分認識し、現在の子どもの保護者になっていくという再生産過程の中で、子どもの体力や運動習慣を捉えることが重要である。
- 4 体力・運動能力調査結果における全国平均値の見方は、管轄都道府県の平均値と比較する目標値ではなく、体力の二極化が進み、男子に比べほとんど運動しない女子の割合が 2～3 倍も多い現状における全国平均値であること、体力テストの評価基準は、体格差が考慮されていないことを念頭に置く必要がある。
- 5 積極的な女性のスポーツ参加を促進するには、ジェンダーの主流化を推し進めている諸外国のスポーツ政策を学ぶことが重要である。

文献

- 1) ドイツ・オリンピック・スポーツ連盟 (Deutsche Olympische Sportbund) における「スポーツにおける平等」への取組に関する情報. <http://www.dosb.de/de/gleichstellung-im-sport/unsere-themen/>
- 2) 公益財団法人全国高等学校体育連盟 (平成 25 年度) 加盟登録状況.
http://www.zen-koutairen.com/f_regist.html
- 3) 国土将兵 (2010) 動きのよい子を育てる「学校環境づくり」と子どもの遊び. 体育科教育, 6 月号: 22-25.
- 4) 文部科学省 (平成 19 年度～21 年度) 体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究. http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/youjiki/
- 5) 文部科学省 (平成 22 年度) 諸外国および国内におけるスポーツ振興等に関する調査研究.
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/sports/detail/_icsFiles/afieldfile/2011/08/03/1309352_013.pdf
- 6) 文部科学省 (平成 25 年度) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書.
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kodomo/zencyo/1342657.htm
- 7) 文部科学省 (平成 25 年度) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査報告書－運動が苦手・運動しない女子をつくらないうために.
http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/kodomo/zencyo/_icsFiles/afieldfile/2013/12/20/1342665_1.pdf
- 8) 内閣府 (2010) 第 3 次男女共同参画基本計画. http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/3rd/
- 9) 日本学術会議 健康・生活委員会 健康・スポーツ科学分科会 (2011) 提言 子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施の基本指針. Pp.17-18. <http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-21-t130-5-1.pdf>
- 10) オーストラリア・スポーツ・コミッション (Australian Sport Commission) における「スポーツにおける参加 (女性)」への取組に関する情報. <http://www.ausport.gov.au/participating/women>
- 11) 吉川康夫・飯田貴子 (2008) フィンランドの女性スポーツ政策－フィンランドスポーツ連盟の活動を中心に－. スポーツとジェンダー研究, 6: 63-71.

【アンケート用紙】

体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関するアンケート調査
—女子に対する取組を中心に—

2013年5月

内容の性質上、貴教育委員会の体育・スポーツ関連部署に所属する方、或いは担当する方がご回答くださいますようお願い申し上げます。

I. 文部科学省では、学校や教育委員会における体力向上のための取組を支援するため、平成20年～22年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をまとめ、平成24年3月に「子どもの体力向上のための取組ハンドブック」を作成しました。以下のQ1からQ6はこのハンドブックについてお尋ねします。該当する選択肢の()に○を入力してください。

Q1. 上記のハンドブックの存在について、あなたが所属する教育委員会の体育・スポーツ関連部署、或いは担当する方々（以下、「あなたの部署」と省略）ではどの程度ご存じですか。

- () ほぼ全員の職員が知っている
- () 一部の職員が知っている
- () 知らない

Q2. 小中学生の体力が二極化している現状について、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- () ほぼ全員の職員が認識している
- () 一部の職員が認識している
- () 認識していない

Q3. 1週間にほとんど運動しない小中学生（総運動時間60分未満）の割合が、女子では男子の2～3倍になることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- () ほぼ全員の職員が認識している
- () 一部の職員が認識している
- () 認識していない

Q4. 運動部や地域スポーツクラブへの小中学生の所属状況が、女子では男子の7割程度にとどまっていることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- () ほぼ全員の職員が認識している
- () 一部の職員が認識している
- () 認識していない

Q5. 子どもの体力の低下傾向に歯止めがかかり向上傾向が見られ始めている背景に、学校や教育委員会が行ってきた多くの取組が一定の成果をあげていることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- () ほぼ全員の職員が認識している
- () 一部の職員が認識している
- () 認識していない

Q6. 家の人と「運動やスポーツをする」、スポーツ「観戦する（テレビを含む）」、スポーツや運動について「話をする」頻度が高い小中学生ほど男女ともに体力合計点、総運動時間が高いことについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- ほぼ全員の職員が認識している
- 一部の職員が認識している
- 認識していない

II. 文部科学省では、平成 19 年度から 21 年度の 3 年間にわたって全国 21 市町村の幼稚園保育所において行った調査研究結果をまとめ、「体力向上の基礎を培うための幼児期における実践活動の在り方に関する調査研究」報告書を作成しています。以下は、この報告書についてお尋ねします。該当する選択肢の（ ）に○を入力してください。

Q7. 上記の調査研究及び報告書の存在について、あなたの部署ではどの程度ご存じですか。

- ほぼ全員の職員が知っている
- 一部の職員が知っている
- 知らない

Q8. 幼児の運動の実施状況に、保護者の運動経験や運動習慣、体力に対する自信が関係していることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- ほぼ全員の職員が認識している
- 一部の職員が認識している
- 認識していない

III. 平成 23 年 6 月に「スポーツ基本法」が公布され、平成 24 年 3 月には「スポーツ基本計画」が策定されました。文部科学省では、全国体力・運動能力、運動習慣等調査を継続して実施しています。以下は、これらについてお尋ねします。該当する選択肢の（ ）に○を入力してください。

Q9. スポーツ基本法の前文に「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、全ての人々の権利」と記述されていることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- ほぼ全員の職員が認識している
- 一部の職員が認識している
- 認識していない

Q10. スポーツ基本法の理念を具体化するためにスポーツ基本計画が策定され、基本方針に「年齢や性別、障害等を問わず、広く人々が、関心、適性等に応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備」と記述されていることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- ほぼ全員の職員が認識している
- 一部の職員が認識している
- 認識していない

Q11. スポーツ基本計画において、「積極的にスポーツを行わない子どもが多くいることから、特にその傾向が中学校段階で顕著となる女子を対象にして、スポーツの楽しさや喜びを味わうことができるように重点をお

く」と記述されていることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- () ほぼ全員の職員が認識している
- () 一部の職員が認識している
- () 認識していない

Q12. スポーツ基本計画において「男子と比較して加入率が低い女子の運動部活動への参加機会の向上を図る」と記述されていることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- () ほぼ全員の職員が認識している
- () 一部の職員が認識している
- () 認識していない

Q13. 平成 23 年度文部科学省体力・運動能力調査の結果（6～19 歳）において、「運動習慣が身につけていない子どもに対する支援の充実等が必要であり、特に女子への取組が重要な課題」と記述されていることについて、あなたの部署ではどの程度認識されていますか。

- () ほぼ全員の職員が認識している
- () 一部の職員が認識している
- () 認識していない

IV. あなたが所属している教育委員会の体育・スポーツ関連部署における取組に関してお尋ねします。該当する選択肢の () に○を入力してください。

Q14. あなたの部署では、子どもの体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関する取組を行っていますか。

- () 行っている → SQ14-1 にお進みください
- () 行っていない → Q15 にお進みください
- () その他 (Q17 に記入) → Q15 にお進みください

SQ14-1. Q14 で「行っている」と回答された方は、次の質問にお答えください。

女子に特化した取組を行っていますか：

- () 行っている → SQ14-2 にお進みください
- () 行っていない → Q15 にお進みください
- () その他 (Q17 に記入) → Q15 にお進みください

SQ14-2. SQ14-1 で「行っている」と回答された方は、どのような取組をされているか、100 字程度でご記述ください。終わりましたら Q16 にお進みください。

→ Q16 にお進みください

Q15. 女子に特化した取組の必要性について、あなたの部署ではどのようにお考えですか。

- () とても必要である → Q16 にお進みください

- () まあまあ必要である → Q16にお進みください
 () あまり必要でない → Q17にお進みください
 () 全く必要でない → Q17にお進みください。

Q16. 以下の選択肢のうち、女子の体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着のために、あなたの部署が教育行政として取組むのに適切と思うもの、及び教育行政として実施可能と思うものの該当欄すべてに○を入力してください。

	取組	適切である	実施可能である
1	学校で子どもに体力・運動能力及び運動習慣の重要性に関する十分な知識を提供する。		
2	保護者に体力・運動能力及び運動習慣の重要性に関する十分な知識を提供する。		
3	学校や地域スポーツクラブの指導者に体力・運動能力及び運動習慣の重要性に関する十分な知識を提供する。		
4	学校や地域スポーツクラブに活躍している女性アスリートやコーチを招く。		
5	学校や地域スポーツクラブに運動やスポーツを楽しんでいるロールモデルになる女性を招く。		
6	学校や地域スポーツクラブの指導者に女性の割合をふやす。		
7	競技団体等の役員に女性の割合をふやす。		
8	学校や地域スポーツクラブで行う活動に女子が好む種目をふやす。		
9	部活動やクラブとは別に、安全で自由に運動できる十分な場所や機会を提供する。		
10	公的援助を受けた学校や地域スポーツクラブ等では、運動部の種目や数、試合の参加機会等を男女同じにする。		
11	学校や地域スポーツクラブにおいて、暴力やセクシュアルハラスメントに対する防止対策を強化する。		
12	学校や地域スポーツクラブの子どもに女子の運動部活動等への参加などについて意識調査を実施する。		
13	学校や地域スポーツクラブの指導者・管理者に女子の運動部活動等への参加などについて意識調査を実施する。		
14	女性アスリートの支援を強化する。		
15	メディアや広報活動で取りあげる女性アスリートの活躍を量的にふやす。		
16	メディアや広報活動でスポーツにかかわる女性の活躍を量的にふやす。		
17	スポーツ大会などの開催・誘致を積極的に行う。		
18	その他 (*Q17)		

Q17. これまでの回答において「その他」にチェックをされた方は、各回答についてご意見を自由にご記述ください。また、それ以外でも女子に対する体力・運動能力の向上及び運動習慣の定着に関するご意見がありましたら、100字程度でご記述ください。

V. 最後にあなたが所属されている教育委員会ならびに部署についてお尋ねします。

Q18. 所属されている教育委員会名：()

Q19. 所属されている部署名：()

体育・スポーツ関連部署が無い場合は Q21 にお進みください。

Q20. 貴委員会の体育・スポーツ関連部署の構成人数（平成 25 年 4 月現在）：

男性（ ）名 女性（ ）名 合計（ ）名

Q21. 貴委員会が管轄する都道府県あるいは市区町村の人口（平成 25 年 4 月現在）：

() 人

ご協力いただき、誠にありがとうございました。